

外国特許トピックス

2025年6月
弁理士法人 志賀国際特許事務所
(外国事務部 加藤基志)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

ブラジル特許庁費用の改定

ブラジルの開発・産業・貿易・サービス省(MDIC)は政令 GM/MDIC 第 110 号を公布し、ブラジル特許庁の費用改定を発表しました。**新しい費用は 2025 年 8 月 7 日の納付より適用されます**。今回はブラジル特許庁の費用改定について紹介します。

1. 庁費用改定の背景

今回の改定の主目的は、財源確保、および特許庁業務の近代化と知的財産サービスへのアクセス拡大です。財源確保について、現行の庁費用は 2012 年より施行されており、今まで値上げは行われていませんでした。2012 年 1 月(前回の庁費用調整日)から 2024 年 12 月の間に消費者物価指数で測定された累積インフレ率が 102.4%の上昇を記録し、庁費用においてもこの調整を余儀なくされました。もっとも、利用者への金銭的影響を配慮して MDIC ガイダンスに従い、各項目の値上げ率は 49%を上限としました。最終的な調整の結果、全体の平均値上げ率は 24.1%です。

2. 庁費用の新旧比較

主な手続きの新しい費用は以下のとおりです。(日本円は 1 ブラジルレアル=26.00 円として算出しています。)

No.	項目	現料金	新料金	値上額	変更率
1	PCT 移行出願費用(電子出願)	¥4,550	¥6,760	¥2,210	48.6%
2	早期公開	¥4,550	¥2,340	¥-2,210	-48.6%
3	審査請求(請求項 10 項まで)	¥15,340	¥22,620	¥7,280	47.5%
4	審査請求(請求項 11 項から 15 項まで)	¥2,600	¥3,640	¥1,040	40.0%
5	審査請求(請求項 16 項から 30 項まで)	¥5,200	¥7,540	¥2,340	45.0%
6	審査請求(請求項 31 項以降)	¥13,000	¥19,240	¥6,240	48.0%
7	特許証発行(通常期間内の納付)	¥6,110	¥6,240	¥130	2.1%
8	特許証発行(延長期間内の納付)	¥12,350	¥12,480	¥130	1.1%
9	年金(出願係属中)	¥7,670	¥10,400	¥2,730	35.6%
10	年金(3 年次から 6 年次まで)	¥20,280	¥26,000	¥5,720	28.2%
11	年金(7 年次から 10 年次まで)	¥31,720	¥41,600	¥9,880	31.1%
12	年金(11 年次から 15 年次まで)	¥42,770	¥57,200	¥14,430	33.7%
13	年金(16 年次以降)	¥52,130	¥72,800	¥20,670	39.7%
14	審判請求	¥27,690	¥41,080	¥13,390	48.4%
15	無効審判	¥27,690	¥41,080	¥13,390	48.4%

3. 特許証発行費用の廃止

(1)特許は、出願が承認され、関連する費用(上記No.7 およびNo.8)についての納付が確認された後に特許証が交付されます(ブラジル産業財産法 38 条)。出願が承認(特許査定)された旨が官報に掲載された日から 60 日以内に納付する場合はNo.7(同条 1 項)、さらに 30 日以内に納付する場合はNo.8(同条 2 項)が適用されます。

(2)今回の改定では、特許証発行費用の未払いによる権利喪失リスクを回避する目的で、特許証発行費用が 2025 年 12 月 20 日付で廃止されることも発表されています。ブラジル特許庁は今回の庁費用値上げで特許証発行費用の補填を賄うことができると見込んでいるようです。

(3)廃止にあたり、納付期限が最長 90 日間あることを考慮して以下の経過措置が設定されます。

- ①2025 年 9 月 21 日以降に特許査定となった案件は、特許証発行費用の納付は任意となります。納付すると、特許証の発行が前倒しされます。納付しないと、特許証は 2025 年 12 月 20 日以降に発行されます。
- ②2025 年 12 月 20 日以降に特許査定となった案件は、特許証発行費用の納付を要求されません。特許査定の通知は特許査定を知らせるのみとなり、その後、自動的に特許証が発行されます。

現行庁費用金額での納付をご希望の場合はお早めにご連絡くださいますようお願いいたします。

以上